## 岩手海区漁業調整委員会公示第1号

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成26年3月11日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大 井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程(平成11年岩手海区漁業調整委員会公示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
表第2(第6条関係)				別	別表第2(第6条関係)					
開示の実 施の方法	区分	単位	金額		開示の実 施の方法	区分	金額			
<u>ル</u> 複 交 物 物 の の の の の の の の の の の の の の の の の		<u>つき</u> 1枚に つき	<u>40円</u> <u>80円</u>		複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイト	1枚につき80円			
	<ul> <li>能なものであって、700メガバイトのものに限る。</li> <li>)に複製した複製物</li> <li>3 光ディスクカートリッジ(日本工業規格 X 6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。)に複製した複製物</li> <li>4 録音カセットテープ(日本工業規格 C 5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複製した複製物</li> </ul>	<u>つき</u> <u>1巻に</u>	<u>440円</u> <u>120円</u>			のものに限る。)に複製した複製物				

	<u>ものに限る。)に</u> た複製物	1220							
	<u>1C   232 W</u>					-		複製物	当該複製物の作
							<u> </u>	IXXXIII	成に要する費用
									に相当する額
紙その他	1 乾式の複写機に	白黒	<u>1枚に</u>	10円	紙	その他	1 乾式の複写機に	白黒	 1枚につき10F
これに類	よる写し(日本工		<u>つき</u>	(両面	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	れに類	よる写し(日本工		(両面に複写し
するもの	業規格A列3番の			に複写	す	るもの	業規格A列3番の		た場合にあって
に印字し	大きさまでのもの			した場	\[\lambda_{\zeta}\]	印字し	大きさまでのもの		は、20円)
、又は印	に限る。)			合にあ		又は印	に限る。)		
画したも				っては	画	したも			
のの写し				、20円	0	の写し			
の交付				<u>)                                    </u>	0	交付			
		カラー	1枚に	40円				カラー	1枚につき40F
			<u>つき</u>	(両面					(両面に複写し
				に複写					た場合にあって
				した場					は、80円)
				<u>合にあ</u>					
				っては					
				、80円					
				<u>)</u>		-			
	2 1 に掲げる以外の	)写し	<u>1枚に</u>	当該写			2 1 に掲げる以外の	)写し	当該写しの作品
			<u>つき</u>	しの作					に要する費用に
				成に要					相当する額
				する費					
				用に相					
				当する					
				額					

附則

- 1 この公示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この公示による改正後の岩手海区漁業調整委員会が保有する行政文書の開示に関する規程別表第2の規定は、この公示の施行の日以後にされた開示請求(情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録(同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)の開示を受けるものに限る。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求(岩手海区漁業調整委員会が受理したものに限る。)については、なお従前の例による。